

# 定 款

一般社団法人東京都食品衛生協会

# 一般社団法人東京都食品衛生協会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都食品衛生協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、東京都内の地域にある食品衛生協会との連携をもって、飲食等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、衛生思想の普及啓発及び自主的衛生管理の向上を図り、都民の健康増進と食品業界の安定と繁栄に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生自治指導員の教育養成及び巡回指導活動並びに食品関係従事者及び消費者に対する食品衛生思想の普及啓発に関する事業
- (2) 食品関係従事者の教育養成に関する事業
- (3) 機関紙等の発行に関する事業
- (4) 食品衛生法、水道法、薬事法等法令に基づく食品、飲料水、医薬品等の規格・基準・安全等の試験検査及び衛生指導と衛生相談等に関する事業
- (5) 食品衛生等に係る刊行物の作成、発行に関する事業
- (6) 食品営業賠償共済に関する事業
- (7) ねずみ、昆虫の防除等に関する事業
- (8) 特定保険業に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員
- (2) 普通会員
- (3) 賛助会員

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(正会員の資格の取得)

第 6 条 前条の正会員は、次に掲げる者とする。

- (1) この法人の目的に賛同し、かつ、この法人が承認した東京都内の地域にある食品衛生協会（以下「地域食協」という。）を代表して入会した者
- (2) この法人の目的に賛同し、かつ、この法人が承認した東京都内の地域にある食品関係団体を代表して入会した者

2 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を毎年支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に重大な違反をしたと認められるとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又は重大な目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名処分が妥当であると思われる正当な事由があるとき。

(正会員の資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、そ

の資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を、正当な理由なく1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は地域食協又は食品関係団体が解散したとき。

(普通会員)

第11条 第5条の普通会員は、東京都内の地域内に営業所又は事務所を有する食品関係営業者その他の個人又は団体であつて、地域食協の会員であるものとする。

- 2 普通会員の入会、退会、除名及び資格の喪失は、理事会において別に定める方法により、地域食協を通じて届出るものとする。
- 3 普通会員の会費は、理事会において別に定める。

(賛助会員)

第12条 第5条の賛助会員は、この法人の趣旨に賛同し、事業に協力しようとするものとする。

- 2 賛助会員の入会、退会、除名、資格の喪失及び会費に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第 4 章 総 会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算を記載した書類の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 20 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 21 条 書面による議決権の行使は、必要な事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

2 前項の規定により書面により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のなかからその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 65 名以上 75 名以内

(2) 監 事 5 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、会長以外の理事のうち、6 名以内を副会長、1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とし、会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

3 前項のほか、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務

の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、副会長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 7 章 その他の機関

(名誉会長、顧問、相談役及び参与)

第 36 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、この法人に著しく功績のあった者とする。
- 3 顧問、相談役及び参与は学識経験者とする。
- 4 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、会長から諮問された事項について意見を述べることができる。
- 5 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、常任の顧問、相談役及



び参与には報酬等を支給することができる。

- 6 名誉会長、顧問、相談役及び参与に職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 7 名誉会長、顧問、相談役及び参与の選任及び解任は、理事会において決議し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第 8 章 委 員 会

(委員会の設置)

第 37 条 この法人の事業を円滑に運営するため、会長の諮問機関として委員会を設けることができる。委員会に関する事項は別に定める。

## 第 9 章 事 務 局

(事務局の設置等)

第 38 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を1名、事務局次長を3名以内及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、専務理事が兼ねることとし、事務局次長は、常務理事が兼ねることとする。
- 4 事務局長及び事務局次長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 5 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 6 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 10 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これをこの法人の収支予算書とみなす。
- 3 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置き、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 44 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第 45 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 13 章 雑 則

(委 任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は鶴飼良平とする。

一般社団法人東京都食品衛生協会役員名簿

No.1

【任期】 自 令和5年6月21日  
至 令和7年度定時総会終結時

令和5年7月1日現在

(敬称略、順不同)

役職	氏名	所属
理事	鵜飼良平	東京都麺類協同組合名誉会長
理事	三田芳裕	東京都料理生活衛生同業組合理事長
理事	川崎昌明	東京都製麺協同組合相談役
理事	吉田精孝	東京小売酒販組合理事長
理事	市村一美	東京都豆腐商工組合理事長
理事	関口悟	東京都漬物事業協同組合理事長
理事	近藤栄一郎	東京都青果物商業協同組合理事長
理事	工藤哲夫	東京都ホテル旅館生活衛生同業組合理事長
理事	堀込一之	東京都飲食業生活衛生同業組合理事長
理事	菊本肇	東京ふぐ卸売協同組合理事長
理事	早山豊	東京魚市場卸協同組合理事長
理事	浅野哲哉	東京都鮨商生活衛生同業組合理事長
理事	渡邊一夫	東京魚商業協同組合理事長
理事	原口悟郎	東京都社交飲食業生活衛生同業組合理事長
理事	三宅洋子	公益社団法人日本料理研究会副会長
理事	宮本重樹	東京都食肉生活衛生同業組合理事長
理事	細田眞	東京和生菓子商工業協同組合理事長
理事	出雲隆	東京ソフトクリーム衛生協会会長
理事	鈴木章夫	東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合理事長

一般社団法人東京都食品衛生協会役員名簿

No.2

役 職	氏 名	所 属
理 事	山 本 富司安	東京都中華料理生活衛生同業組合理事長
理 事	鈴 木 俊 之	日本ジェラート協会会長
理 事	向 後 勇	千代田食品衛生協会会長
理 事	二 永 展 嘉	中央区食品衛生協会会長
理 事	小 泉 秀 正	中央区食品衛生協会副会長
理 事	田 中 孝 謹	東京魚市場卸協同組合常務理事
理 事	渡 辺 泰 男	文京食品衛生協会会長
理 事	今 井 明 男	台東食品衛生協会会長
理 事	坪 谷 正 人	墨田区食品衛生協会会長
理 事	本 間 修	江東区食品衛生協会会長
理 事	菊 地 明 範	葛飾区食品衛生協会会長
理 事	田 中 信 人	江戸川区食品衛生協会会長
理 事	齋 藤 仁	江戸川区食品衛生協会副会長
理 事	佐久間 克 文	みなと食品衛生協会会長
理 事	吉 田 武 久	目黒区食品衛生協会会長
理 事	市 野 直 春	渋谷食品衛生協会会長
理 事	戸 田 達 夫	品川食品衛生協会会長
理 事	丸 山 紀 幸	大田区食品衛生協会会長
理 事	反 保 耕 二	新宿区食品衛生協会会長
理 事	唐 澤 吉 治	新宿区食品衛生協会副会長
理 事	佐 藤 恭 脩	中野区食品衛生協会会長
理 事	長谷川 昭 司	世田谷区食品衛生協会会長
理 事	織 茂 章 則	杉並区食品衛生協会会長

## 一般社団法人東京都食品衛生協会役員名簿

No.3

役職	氏名	所属
理事	西岡孝文	豊島区池袋食品衛生協会会長
理事	小林常悦	豊島区池袋食品衛生協会副会長
理事	丸山文雄	板橋区食品衛生協会会長
理事	佐藤公明	練馬区食品衛生協会会長
理事	岩間一夫	北区食品衛生協会会長
理事	河原田悦雄	荒川食品衛生協会会長
理事	早川元康	足立区食品衛生協会会長
理事	並木茂	西多摩食品衛生協会会長
理事	峯尾誠	八王子食品衛生協会会長
理事	岡部直士	立川食品衛生協会会長
理事	高島優	立川食品衛生協会副会長
理事	杉浦信男	町田食品衛生協会会長
理事	橋本敏政	南多摩食品衛生協会会長
理事	野村一仁	北多摩南部食品衛生協会会長
理事	石川明男	北多摩南部食品衛生協会副会長
理事	澤野昭治郎	北多摩北部食品衛生協会会長
理事	清水光一	大島食品衛生協会会長
理事	小宮山善仁	八丈島食品衛生協会会長

一般社団法人東京都食品衛生協会役員名簿

No.4

役職	氏名	所属
理事	森村浩昌	一般社団法人東京都食品衛生協会事務局長
理事	高畑薫	一般社団法人東京都食品衛生協会技術研究所長
理事	福島哲也	一般社団法人東京都食品衛生協会事務局次長
理事	深沢庄二郎	東京食品販売国民健康保険組合専務理事
理事	古林正行	一般社団法人東京都食品衛生協会衛生事業部門担当
理事	守安貴子	一般社団法人東京都食品衛生協会技術研究所技術顧問
理事	阿左見毅	一般社団法人東京都食品衛生協会総務部長
監事	武田文雄	台東食品衛生協会副会長
監事	鈴木國夫	目黒区食品衛生協会副会長
監事	木塚順夫	荒川食品衛生協会副会長
監事	櫻井克彦	北多摩南部食品衛生協会副会長
監事	平山鉄郎	税理士

会長 1名  
 副会長 6名  
 専務理事 1名  
 常務理事 2名  
 理事 57名  
 以上理事 67名  
 監事 5名

## 事業の概要

政府は、感染状況や変異株の状況を踏まえ、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類を2類相当から5類へ移行しました。食品業界は厳しい状況が続きましたが、ようやく明るい兆しが見えつつあります。

令和4年の都内における食中毒の発生件数は104件、患者数は519名で、病因物質別では、アニサキスが第1位で62件、カンピロバクター19件、ノロウイルス6件となり、ここ数年同様の傾向となっています。

特にアニサキスは、発生件数が21件増加したことから、改めて飲食店等での予防対策の徹底が求められます。一方、患者数では91名の減少となり、感染防止対策における手洗いの徹底により、一般的に1件あたりの患者数が多いノロウイルスによる食中毒が減少したことが主な要因と考えられます。

このような状況の下、当協会の令和4年度事業については、国及び東京都の新型コロナウイルス感染症のガイドラインに従い、地域食協主催の食品衛生実務講習会の開催や街頭相談所を開設するなど、徐々にではありますが従来の取り組みを再開することができました。

組織委員会では、会員の維持確保の取り組みとして、会員増強に努めた地域食協に対する表彰制度について協議しました。

指導事業運営委員会においては、巡回指導活動は協会の根幹をなす事業であることから第2次指導員活動の活性化計画の指標となる巡回活動記録簿の記載率の向上に取り組みしました。

食品衛生責任者養成講習会については、従来の会場集合型に加え、eラーニング型を導入しました。



東食生命保険事業については、地域食協の役員及び会員の皆様にご協力をいただき認可特定を受けて以来、最多となる加入口数を獲得し、安定的な事業運営を行うことができました。

次に、東京食品技術研究所では、食品の検査については、試験所の能力に関する国際規格 ISO/IEC17025 認定、検便検査については、情報セキュリティに関する国際規格 ISO/IEC27001 認証のもと顧客満足度の向上と試験所の信頼性確保に努めました。

東京都から委託を受けた保菌者検索事業として、サルモネラ・腸管出血性大腸菌 0157 に加えノロウイルスの発生動向調査を、自治指導員等の協力を得て実施したほか、HACCP に沿った衛生管理を普及するための衛生管理計画の作成支援を行いました。

また、日食協が制度を運営する「食の安心・安全・五つ星事業」については、当協会の特徴を盛り込んだ「食の安心・安全・五つ星 HACCP TOKYO」の事業推進に努めました。

さらに、東京都食品衛生自主管理認証制度の指定審査事業者として、的確な審査を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更により、平時に向けた新たな段階に入ることになりますが、今後とも食の安全・安心を確保するため、東京都と連携して自主的衛生管理の確立に努めてまいります。

事業執行に当たり、行政当局をはじめ、地域食協及び業種団体各位のご支援ご協力に深く感謝申し上げます。

## 第1 庶務報告

### 1. 会議の開催【法人会計】

#### (1) 理事会

(ア) 令和4年6月3日 第153回理事会を開催

- ① 第142回定時総会提出議案
  - a 令和3年度 事業報告について
  - b 令和3年度 決算報告について
  - c 理事の補充選任について
- ② 令和3年度 公益目的支出計画の実施報告について  
監査報告及び保険計理人の意見書（要旨）
- ③ 公益目的支出計画の変更認可申請について
- ④ 令和4年度普通会員会費の減免措置について
- ⑤ 規程の一部改正案について
- ⑥ 第142回定時総会招集について

以上を審議し、原案どおり可決決定しました。

(イ) 令和5年3月15日 第154回理事会を開催

- ① 第143回臨時総会提出議案
  - a 令和5年度 事業計画案
  - b 令和5年度 収支予算案
  - c 令和5年度 借入金限度額案ならびに  
特定資産の目的外使用案
  - d 役員 of 補充選任について
- ② 食品衛生センタービルの移転について
- ③ 第143回臨時総会招集について

以上を審議し、原案どおり可決決定しました。

(ウ) 令和5年3月31日 第155回理事会を開催

- ① 専務理事・常務理事の選任について

以上を審議し、原案どおり可決決定しました。

## (2) 総 会

(ア) 令和4年6月21日 第142回定時総会を開催

- ① 令和3年度 事業報告について
- ② 令和3年度 決算報告及び監査報告について
- ③ 理事の補充選任について
- ④ 公益目的支出計画の変更認可申請について

以上を審議し、原案どおり可決決定しました。

報告事項

- a 令和3年度 公益目的支出計画の実施報告について
- b 保険計理人の意見書（要旨）
- c 令和4年度普通会員会費の減免措置について
- d 規程の一部改正について

(イ) 令和5年3月31日 第143回臨時総会を開催

- ① 令和5年度 事業計画案
- ② 令和5年度 収支予算案
- ③ 令和5年度 借入金限度額案ならびに  
特定資産の目的外使用案
- ④ 役員の補充選任について

以上を審議し、原案どおり可決決定しました。

報告事項

- a 食品衛生センタービルの移転について

## 2. 行政担当者との意見交換会 【法人会計】

令和4年4月15日（多摩地区）、4月22日（特別区）に、それぞれ保健所の所長、衛生課長、食品衛生担当者及び都市区主管部との意見交換会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました。

## 3. 監 査 【法人会計】

令和4年5月31日、監事による監査が行われました。

#### 4. 各種表彰

叙位、叙勲、厚生労働大臣、都知事、日食会長、日食理事長等、各種の表彰についてその申請手続きを行い、次のとおりそれぞれ表彰されました。また、食品衛生の普及向上に功労のあった会員に対して、東食会長表彰を行いました。

令和4年度 各種表彰受賞（章）者及び施設（敬称省略、順不同）

- (1) 叙位・叙勲 2名
- |       |      |           |
|-------|------|-----------|
| 従六位   | 叙位   | 故 大須賀 忠 雄 |
| 旭日双光章 | 秋の叙勲 | 河 西 紀 道   |
- (2) 厚生労働大臣表彰
- (ア) 食品衛生功労者 16名
- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 中 田 智 章 | 福 本 義 一 | 伊 藤 剛   |
| 鈴 木 健 志 | 井 上 博 行 | 馬 場 栄 司 |
| 博 健 興   | 久保田 恭 司 | 尾 世 敏 彦 |
| 間 庭 一 政 | 増 田 康 人 | 佐々木 登   |
| 寺 岡 芳 雄 | 柴 田 五 郎 | 村 田 雄 章 |
| 鈴 木 俊 之 |         |         |
- (イ) 食品衛生優良施設 1施設
- 有限会社天茂 飲食店営業
- 中央区日本橋本町4-1-3
- (3) 東京都知事表彰
- 衛生功労者 4名
- |         |         |       |
|---------|---------|-------|
| 倉 田 雄 一 | 石 井 宏 怡 | 若 杉 隆 |
| 宍 戸 宏   |         |       |

(4) 厚生労働省 医薬・生活衛生局長表彰

食品衛生功労者		14名	
大井基臣	樋口敏郎	保坂輝	行
針谷正治	柿野幹成	中村英	輔
松井康子	佐藤光明	林	保
小此木清次	佐藤心一	熊添千	重
二瓶雄司	北島誠		

(5) 公益社団法人日本食品衛生協会会長表彰

食品衛生功労者		36名	
両角昌子	榎本一男	羽鳥英雄	
増山佳延	井上義夫	長束光芳	
大坪康明	関谷信子	渡辺和信	
川口誠一	一寸木正夫	牛山隆二	
田淵隆世	山森芳郎	高橋重男	
平義彦	高原守一	清水良浩	
篠良一	本橋栄一	鈴木守男	
細田眞男	野水博之	橋本隆	
市川清春	目黒秀信	小林久義	
金子芳宏	南雲昌明	山本和隆	
佐藤正宏	川崎昌明	熱田隆	
三上宏幸	齊藤裕幸	柴野寛	

(6) 公益社団法人日本食品衛生協会会長感謝状

食品衛生行政担当者		16名	
市川健介	富山真樹	進藤賢一	
大石幸生	左近孝子	石井道久	
鎌田郁信	小峯広明	岩田涼	
鈴木芳信	多米幸子	清水永一	
石本琢磨	大山明日子	速水淳	
近藤寛伸			

(7) 公益社団法人日本食品衛生協会理事長表彰

食品衛生指導員功労者		21名
保志雄一	田中弘之	日野伸之
川島仁市	菅原道生	小林宣明
杉本仲治	村山孝	高橋俊之
織田ノリ子	高木久幸	春日裕
森永鈴江	川口徹	安岡辰男
山田良雄	神田勝	梅山義昭
永峯幹夫	藤田れい子	菊地謹夫

(8) 一般社団法人東京都食品衛生協会会長表彰

食品衛生功労者（氏名省略）		75名	
銀座総合事務所管内	19名	恵比寿総合事務所管内	9名
新宿総合事務所管内	7名	池袋総合事務所管内	9名
立川総合事務所管内	18名	島嶼管内	1名
業種関係団体	12名		

## 5. その他【法人会計】

### 新年賀詞交歓会

令和5年1月13日、京王プラザホテルにおいて新年賀詞交歓会を開催しました。

## 第2 会員と組織の強化 【法人会計】

### 1. 会員の把握と組織の強化

#### (1) 会員の把握と管理

34 地域食協及び 49 業種団体への趣旨普及に努め、会員の維持・確保を図りました。令和 4 年度の正会員数は、地域食協 234 名・業種団体 49 名の合計 283 名となりました。

#### (2) 会費の収納状況

地域食協における普通会員 17,091 名、業種団体 49 団体、賛助会員 160 社から会費が納入されました。

#### (3) 会員カードの普及

会員の維持確保と福利厚生を目的に、食中毒事故後の改善支援金や火災見舞金の支給など、各種特典を盛り込み制度化した「東京食品会員カード」の普及に努めました。

#### (4) 組織委員会

令和 5 年 3 月 3 日に開催し、次のとおり協議しました。

- (ア) 会員の維持確保に向けた取り組みについて
- (イ) 会員の拡充強化に向けた表彰制度について

#### (5) 東京都に対する要望

令和 5 年度東京都予算に対する要望を、令和 4 年 9 月 12 日に自由民主党東京都支部連合会・東京都議会自由民主党・東京都各種団体協議会などを通じて以下の通り実施しました。

さらに、令和 4 年 12 月 6 日に東京都知事に対し要望を行いました。

- (ア) 食品衛生教育等事業委託について
- (イ) 保菌者検索事業委託について
- (ウ) 食品衛生向上への取り組みに対する民間事業者活用について

### **第3 教育事業 [定款第4条(1)] 【実施事業等会計】**

#### **1. 自治指導事業運営委員会 [本部主催]**

(1) 第1回委員会を令和4年11月10日に開催し、次のとおり協議しました。

(ア) 令和4年度教育事業等の進捗状況について

(イ) 第2次指導員活動の活性化計画に向けた取り組みについて

(2) 第2回委員会を令和5年3月13日に開催し、次のとおり協議しました。

(ア) 令和4年度下期教育事業等の報告について

(イ) 令和5年度教育事業等の進め方について

(ウ) 第2次指導員活動の活性化計画に向けた取り組みについて

#### **2. 自治指導員部長会 [本部主催]**

(1) 第1回部長会を令和4年11月25日に開催し、次のとおり協議しました。

(ア) 令和4年度教育事業等の進捗状況について

(イ) 第2次指導員活動の活性化計画に向けた取り組みについて

(2) 第2回部長会を令和5年3月28日に開催し、次のとおり協議しました。

(ア) 令和4年度下期教育事業等の報告について

(イ) 令和5年度教育事業等の進め方について

(ウ) 第2次指導員活動の活性化計画に向けた取り組みについて



### 3. 自治指導員活動

指導員による巡回指導活動は、自主管理体制の確立に最も重要であることから、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮して次の活動を展開しました。

- (1) 幹事指導員会、自治指導員会については、すべての指導員に配付する「指導員だより」を活用して、重点指導項目等について周知を図りました。

また、指導員を対象とする食品衛生講習会については、食品衛生に関する最新情報の提供とともに HACCP に沿った衛生管理の導入の定着に努めました。

- (2) 巡回指導は、指導員 1 名あたり概ね 10 施設の担当をお願いし、年 4 回のお知らせ版を配付しました。

- (3) 現場簡易検査では、行政の指導のもと感染防止に努めたうえで、スタンプ・スプレッド、コリテップによる大腸菌群・黄色ブドウ球菌の細菌検査を実施しました。

種類 検査判定	大腸菌群		黄色ブドウ球菌		腸炎ビブリオ		サルモネラ	
	A (コロニー数 0～10 良)	3,791	(90.5%)	3,009	(93.4%)	170	(98.3%)	68
B (コロニー数 11～100 普通)	290	(6.9%)	182	(5.7%)	2	(1.2%)	81	(54.4%)
C (コロニー数 101 以上不良)	110	(2.6%)	29	(0.9%)	1	(1%)	0	(0%)
計	4,191 件		3,220 件		173 件		149 件	

(実施検体数 7,733 件)

- (4) 自治指導員養成講習会 [本部主催]

自治指導員養成講習会を特別区 1 回・多摩地区 1 回の計 2 回開催し、81 名が受講しました。

(5) 自治指導員衛生教育講習会 [地域食協主催]

指導員を対象に、食品衛生法の改正（HACCP 制度化・営業許可制度の見直し・営業届出制度の創設等）・異物混入・苦情対応等の講習会を実施しました。

延べ 71 回 出席者数 1,576 名

(6) 幹事指導員会 [地域食協主催]

指導員活動の基本となる年間計画の策定を始め、担当施設の調整や活動についての検討を行いました。

延べ 48 回 出席者数 256 名

(7) 自治指導員会 [地域食協主催]

指導員活動の進め方及びそれらの具体的な活動状況等の確認と検討を行いました。

延べ 49 回 出席者数 977 名

(8) 手洗いマイスター認定講習会

手洗いマイスター認定講習会は、令和 4 年 9 月に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

(9) 巡回指導活動の活性化に向けた取り組み

巡回指導活動は協会の根幹をなす事業であることから第 2 次指導員活動の活性化計画の指標となる巡回活動記録簿の記載率の向上に取り組みました。

また、指導員を対象にメールマガジンを毎月配信し、食中毒の発生状況や国・東京都からの通知等を盛り込んだ最新情報を配信しました。

#### 4. 食品衛生思想普及等の事業

食品関係従事者や消費者に対し、食品衛生の普及啓発及び指導員を中心とする協会の活動等について理解を得るため、次の各種事業を実施しました。

##### (1) 衛生教育講習会 [地域食協主催 (都委託事業)]

食品衛生責任者等を対象とした食品衛生講習会（食品衛生実務講習会）を新型コロナウイルス感染症の影響に配慮して開催しました。なお、開催が見送られた地域食協会員に対して、資料の配付を行うとともに食品衛生に関する動画を作成して、協会の YouTube チャンネルを活用して最新の情報を提供しました。

延べ 46 回 出席者数 5,172 名

##### (2) 食品衛生研修会 [本部主催：賛助会員・業種団体長研修会]

開催日：令和4年9月16日

受講者：59名

講習内容

第一部：食中毒の発生状況と最近の話題

講師：福祉保健局 健康安全部 食品監視課  
課長代理 増田 美沙子 氏

第二部：食品取扱施設における異物混入防止対策の  
ポイントと効果的な進め方

講師：公益社団法人日本食品衛生協会  
技術参与 佐藤 邦裕 氏

##### (3) HACCP に沿った衛生管理を理解する講習会 (動画配信による講習)

令和3年6月からすべての食品事業者は、HACCP に沿った衛生管理が義務化となったことから、小規模な一般飲食店を対象とした HACCP に沿った衛生管理を理解する講習会を実施しました。

開催日：令和5年2月1日から令和5年3月31日まで

受講者：131名

## 講習内容

第一部：HACCP の制度化について

第二部：食品衛生管理ファイルを使用した衛生管理計画の作成

### (4) 消費者に対する衛生思想普及事業

#### (ア) 食品衛生街頭相談 [地域食協主催 (都委託事業)]

8月の食品衛生月間を中心に26会場延べ27回実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響によりパンフレットの配布やパネル展示による広報活動を中心に広く食中毒予防に努めました。

#### (イ) 消費者懇談会 [地域食協主催 (都委託事業)]

消費者と食品等事業者との相互理解を深めるため、家庭でできる食中毒予防などをテーマに、情報交換やリスクコミュニケーションの場として10会場で実施し、274名が参加しました。

### (5) 食品衛生月間 (8月1日～8月31日)

各地で電光掲示板や懸垂幕等を活用し、食中毒予防キャンペーンを展開しました。

### 【実施会場】

日本武道館	イトーヨーカドー小岩店	食品衛生センター	目黒銀座商店街
新橋ファロシティビジョン	学芸大学商店街	目黒酒販組合事務所前	ホテルロイヤルオーク五反田
新宿区役所	明治神宮野球場	フラッグスビジョン	メトロコンコースビジョン
ユニカビジョン	K-Plus ビジョン	NEWNO・GS ビジョン	クロス新宿ビジョン
新宿駅東西自由通路ビジョン	西武池袋店	立川アレアビジョン	ルミネ立川
立川伊勢丹前カルビビジョン	フロム中武	グランデュオ立川	

## 5. 業種別衛生教育講習会 [本部主催（都委託事業）]

業種ごとに、必要な専門的衛生知識を修得するための講習会を開催しました。従来からの会場型講習会と併せ、オンライン形式による講習会を実施しました。

なお、開催が見送られた業種組合には講習会資料を配付し、食品衛生に関する最新の情報を提供しました。

延べ 11回 出席者数 428名

## 6. 教材及び資料

食品等事業者をはじめ自治指導員教育の充実を図るため、ビデオ（DVD）・小冊子・リーフレット・情報紙などを作成し、衛生教育講習会や自治指導員教育講習会などで活用しました。

なお、ビデオ（DVD）は外国人や聴覚障害者に配慮した字幕対応としました。

併せて、公益社団法人日本食品衛生協会の『小規模な飲食店事業者向け「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書」』に合致した食品衛生管理ファイルを作成し、全会員に配付しました。

さらに、食品衛生巡回指導実施店ステッカーを作成し、指導員による巡回活動時に配付し活用を図りました。

また、消費者に対しては食品衛生普及啓発用のリーフレットやチラシを作成し、食品衛生街頭相談・消費者懇談会などの開催時に活用しました。

### (1) 食品衛生教育用ビデオ（DVD）（都委託事業）

「火伝！肉料理必焼法～加熱の極意～」

### (2) 小冊子（都委託事業）

「食品衛生講習会テキスト」（衛生教育講習会用：28,000部）

「食品衛生知っ得情報」（自治指導員教育講習会用：3,800部）

「食品衛生指導員教本」（自治指導員養成講習会用：350部）

(3) 情報紙 (都委託事業)

(ア) 「食品衛生責任者お知らせ版」 (年4回発行)

6月・9月・12月・3月にそれぞれ70,000部、延べ280,000部を発行し、指導員を通して食品等事業者に配付しました。

(イ) 「指導員だより」 (年4回発行)

7月・10月・1月・3月の4回で延べ12,471部を作成し、巡回指導時の情報提供に役立つよう指導員宛に直接郵送しました。

(4) 自治指導員手帳 (都委託事業)

3,800名の指導員に巡回活動記録簿を配付しました。

(5) 食品衛生管理ファイル (都委託事業)

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書に合致した「食品衛生管理ファイル」を45,000部作成。会員施設にあった衛生管理計画(一般衛生管理・重要管理)や、その結果を記録表に記載できるように作成し、年度当初に地域食協・業種組合を通して食品営業施設に配付しました。

(6) 食品衛生巡回指導実施店ステッカー (都委託事業)

消費者に対し、自主管理を積極的に実施している施設であることのPRに、食品衛生巡回指導実施店ステッカーを50,000枚作成し、指導員から担当施設に配付しました。

(7) 街頭相談用パンフレット・チラシ (都委託事業)

「食中毒予防ガイド」

「あなたの食事作りをチェックしてみましよう」

「顕微鏡写真で見る微生物による食中毒」 (各15,000部)

## 7. 食の安心・安全・五つ星事業

日食協が制度を運営する「食の安心・安全・五つ星事業」については、当協会の特徴を盛り込んだ「食の安心・安全・五つ星 HACCP TOKYO」の事業推進に努めました。

## 第4 講習会事業[定款第4条(2)]【実施事業等会計・収益会計】

### 1. 食品衛生責任者養成講習会

東京都知事が適正と認める食品衛生責任者養成講習会を、令和4年度は従来の会場集合型に加え、eラーニング型を導入し、行政当局の支援と地域食協及び業種組合の協力のもと、国及び東京都の新型コロナウイルス感染拡大防止のガイドラインに沿って実施し、23,030名の食品衛生責任者を養成しました。

#### (1) 会場集合型養成講習会

受講修了者数 16,260名（開催数 143回）

#### (2) eラーニング型養成講習会

受講修了者数 6,770名

補充・養成講習会別受講状況	受講者数
昭和57年4月1日～昭和62年9月30日の間	140,963
実施した補充講習会受講者	
昭和53年7月1日～令和5年3月31日の間	633,942
実施した養成講習会受講者	
食品衛生責任者講習会総受講者	774,905

### 2. 食品衛生責任者手帳の有償交付

手帳紛失者に対する再発行及び栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士、食品衛生管理者など、責任者資格を有する方には申請に基づき、食品衛生責任者手帳を2,385名に有償にて交付しました。

### 3. 食品衛生推進員講習会

食品衛生推進員講習会は、東京都知事の指定を受け年 2 回実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により書面及び Web 併用による講習会を実施しました。

#### (1) 第 1 回推進員講習会

開催日：令和 4 年 7 月 15 日から令和 4 年 7 月 31 日まで

受講者：250 名

講習内容

第一部：食中毒の発生状況と最近の話題

講師：福祉保健局 健康安全部 食品監視課  
課長代理 増田 美沙子 氏

第二部：飲食店における HACCP の制度化の普及状況と課題

講師：東京食品技術研究所 食品衛生推進室  
室長 村上 展通 氏

#### (2) 第 2 回推進員講習会

開催日：令和 5 年 1 月 16 日から令和 5 年 1 月 31 日まで

受講者：179 名

講習内容

第一部：食中毒の発生状況と最近の話題

講師：福祉保健局 健康安全部 食品監視課  
課長代理 増田 美沙子 氏

第二部：ふぐによる食中毒の防止について

～東京都ふぐの取扱い条例の改正ほか～

講師：福祉保健局 健康安全部 食品監視課  
統括課長代理 栗原 八千代 氏

### 第 5 機関紙発行等事業【定款第 4 条（3）】 【実施事業等会計】

協会と会員を結ぶ業界の総合情報紙「東京の食品界」を毎月発行し、食品衛生の普及、地域食協の活動、各種講習会及び本会事業の情報提供に努めました。



## 第6 試験検査等事業〔定款第4条（4）〕 【収益会計】

東京食品技術研究所では、食品、水質、簡易専用水道施設などの検査は厚生労働大臣登録検査機関として、検便、ノロウイルスなどの検査については臨床検査技師法に基づく登録衛生検査所として、適切な業務管理に努めるとともに精度管理を的確に実施し、信頼性の高いデータを提供しました。食品の検査については、試験所の能力に関する国際規格 ISO/IEC17025 認定、検便検査については、情報セキュリティに関する国際基準 ISO/IEC27001 認証のもと、顧客満足度の向上と試験所の信頼性確保に努めました。

また、食品衛生に関するコンサルティング業務の推進、食品衛生自主管理認証制度における審査業務を適正に実施するとともに、東京都の委託を受け HACCP に沿った衛生管理を普及するため、衛生管理計画の作成支援を行いました。

さらに、東京都、台東区、世田谷区、墨田区、八王子市及び町田市から、保菌者検索事業として食中毒原因菌であるサルモネラ及び腸管出血性大腸菌 O157 の発生動向調査を受託し、食品による危害の発生防止と社会貢献に努めました。加えて、大規模な食中毒の原因となるノロウイルスの発生動向調査についても、東京都より受託し、自治指導員等の協力を得て実施しました。

一方、コロナ禍や近年激化する検査機関の価格競争により、検査料金の引き下げを余儀なくされるなど厳しい状況の中、会員及び業界の支援のもと、下記のとおり検査実績を確保することができました。

## 試験検査等の項目別実績

(単位:円)

検 査 項 目	件 数	金 額
理 化 学 検 査	9,851	79,028,500
微 生 物 学 検 査	61,893	152,054,189
水 質 検 査	13,282	109,623,730
簡 易 専 用 水 道 検 査	3,990	65,109,220
臨 床 検 査	1,172,761	409,534,560
コンサルティング事業	33,714	119,462,537
文書料・検体買上料	84,947	10,448,343
合 計	1,380,438	945,261,079

## 第 7 図書出版事業 [定款第 4 条 (5)] 【収益会計】

食品衛生の知識及びふぐ調理師試験受験のための基礎知識など、わかりやすく解説した教材を刊行頒布し、食品従事者の資質の向上に努めました。

### 教材頒布状況

教 材	冊 数
食 品 衛 生 責 任 者 教 本	16,270
食 品 衛 生 関 係 法 規 集	311
ふ ぐ 調 理 師 教 本	302
ふぐ調理師試験 5 年間の問題と解答	223

## 第8 食品営業賠償共済事業 [定款第4条(6)] 【収益会計】

食中毒をはじめ業務上の過失による不測の事故に備えて、会員事業所の経営の安定と消費者保護を履行するための共済制度として、総合食品賠償共済（あんしんフード君）の普及に努め、加入件数5,273件を確保しました。

### 給付状況

(単位:円)

	件数	給付金額
生産物事故共済金	7	804,386
施設事故共済金	12	5,350,713
休業補償共済金	69	24,664,843
特別費用	89	3,295,396
その他	6	302,842
合計	183	34,418,180

## 第9 衛生管理事業 [定款第4条(7)] 【収益会計】

会員の食品衛生自主管理体制の確立を目指し、ねずみ族・昆虫等の防除作業を主体に推進しました。また、施設内の清掃及びノロウイルス、新型コロナウイルスの殺菌消毒や貯水槽等の清掃事業も併せて推進に努め、354事業所(918施設)取り扱い額134,540,273円を確保しました。

## 第 10 東食生命保険（共済）事業 [定款第 4 条（8）] 【特定保険業会計】

### 1. 事業実績

会員の相互扶助を目的とした東食生命保険は、生命保障と附加給付金を基本保障とし、さらに医療保障特約を備えた制度で、令和 4 年度の最重点事業として推進に努めました。

令和 4 年度の新規加入目標数を 2,030 口、契約満了予定者（期間 5 年）の更新加入目標数を 1,972 口と設定し推進に努めた結果、4,422 口を獲得し、加入総口数 18,029 口、保険料総額は、501,602,000 円を確保することができました。

#### 加入実績

	人 数	口 数
新 規 加 入	1,918	2,362
更 新 加 入	1,595	2,060
医 療 特 約 加 入	73	73

### 2. 加入及び支払状況

#### 加入状況

	人 数	口 数
生 命 保 険 (うち医療保障特約)	11,709 (1,303)	18,029 (1,303)

保険金等支払状況（基本保障）

（単位：円）

	人 数	口 数	給付金額
死 亡 保 険 金	35	37	32,150,000
災 害 死 亡 保 険 金	4	6	17,400,000
災 害 障 害 保 険 金	0	0	0
災 害 入 院 保 険 金	28	45	2,172,300
附 加 給 付 金	1,085	1,439	28,900,000
合 計	1,152	1,527	80,622,300

保険金支払状況（医療保障特約）

（単位：円）

	人 数	給付金額
入 院 保 険 金	171	17,630,000
手 術 保 険 金	73	7,100,000
合 計	244	24,730,000

**第 1 1 その他の諸活動 【実施事業等会計】**

**1. ホームページの活用**

当協会のホームページについては、食品衛生に係わる最新情報等の提供をはじめ、食品衛生責任者養成講習会等の情報を掲載するなど充実を図りました。その結果、多数のアクセスが寄せられ、食品衛生の普及向上に大きな役割を果たしました。

## **2. 日食協・関東甲信越ブロック連絡協議会**

(1) 令和4年7月15日、埼玉県さいたま市「パレスホテル大宮」において開催され、各食品衛生協会が抱える諸問題について情報交換が行われるとともに、決算報告及び収支予算（案）について審議しました。

(2) 令和5年2月16日、埼玉県さいたま市「THE MARK GRAND HOTEL」において専務理事・事務局長会議が開催され、各食品衛生協会が抱える諸問題について情報交換が行われました。

併せて、食品衛生指導員部会及び共済部会が開催されました。

## **3. 食品文庫**

食品関係専門図書等を多数有しており、会員をはじめ一般の方にも利用いただきました。

正味財産増減計算説明書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	合 計	実 施 事 業 等 会 計	そ の 他 会 計		法 人 会 計	備 考
			収 益 会 計	特 定 保 険 業 会 計		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
特定資産運用益	63,167	1,804	58,196	3,167		
特定資産利息	63,167	1,804	58,196	3,167		退職給付・減価償却・建物修繕引当資産等利息
受取会費	22,261,900				22,261,900	
正会員受取会費	17,531,900				17,531,900	普通会員 17,091人・業種 49団体
賛助会員受取会費	4,730,000				4,730,000	160社
事業収益	1,970,639,413	261,048,574	1,207,988,839	501,602,000		
東京都受託事業収益	54,819,000	54,819,000				東京都受託事業収入
講習会事業収益	231,980,888	171,896,888	60,084,000			食品衛生責任者養成講習会(会場集合型) = 162,706,000 食品衛生責任者養成講習会(eラーニング型) = 60,084,000 食品衛生推進員講習会 = 2,230,000 食品衛生実務講習会 = 6,960,888
機関紙発行等事業収益	34,332,686	34,332,686				機関紙製作収入
試験検査等事業収益	945,261,079		945,261,079			理化学検査 = 79,028,500 微生物学検査 = 152,054,189 水質検査 = 109,623,730 簡易専用水道検査 = 65,109,220 臨床検査 = 409,534,560 コンサルティング事業 = 119,462,537 文書料・検体買上料 = 10,448,343
出版事業収益	39,345,940		39,345,940			責任者教本他 = 37,641,900 ふぐ教本他 = 1,704,040
賠償共済事業収益	15,223,251		15,223,251			賠償共済取扱手数料
衛生管理事業収益	134,540,273		134,540,273			消毒事業収入
不動産管理運営事業収益	13,534,296		13,534,296			東京食品池袋ビル賃貸収入
特定保険事業収益	501,602,000			501,602,000		保険料収入
受取補助金等	2,225,510	2,225,510				
受取民間補助金	2,225,510	2,225,510				食品衛生指導員活動特別補助金
雑収益	6,620,363	4,869,600	313,785	46,978	1,390,000	
受取利息	47,821		843	46,978		預金利息
雑収益	6,572,542	4,869,600	312,942	0	1,390,000	責任者手帳再交付手数料他
経常収益計	2,001,810,353	268,145,488	1,208,360,820	501,652,145	23,651,900	

正味財産増減計算説明書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	合 計	実 施 事 業 等 会 計	そ の 他 会 計		法 人 会 計	備 考
			収 益 会 計	特 定 保 険 業 会 計		
(2) 経常費用						
事業費・管理費						
役員報酬	70,680,120	19,449,838	16,239,040	34,129,010	862,232	役員報酬
給料手当	632,847,201	46,030,145	443,670,087	143,146,969		職員給与、諸手当
福利厚生費	112,889,423	10,222,504	74,659,238	27,911,148	96,533	社会保険料他
退職給付費用	87,300,679	11,261,429	43,231,742	32,331,228	476,280	退職給付引当金
臨時賃金	46,615,042	6,865,952	39,749,090			アルバイト賃金
会議費	17,654,127	3,288,646	5,465,876	4,829,118	4,070,487	総会、理事会、監事会、各種会合費他
旅費交通費	9,590,753	1,390,833	7,884,088	209,944	105,888	事務連絡交通費、出張旅費
通信運搬費	58,285,228	17,905,047	38,356,175	1,896,060	127,946	郵券代、電話代
消耗什器備品費	3,544,058	759,477	1,442,728	1,341,853		消耗備品購入費
消耗品費	22,518,595	2,191,825	18,361,654	403,835	1,561,281	事務用品、コピー用紙代、図書代他
修繕費	7,784,367	237,650	7,401,822	144,895		事務所・検査機器・事務機器修理代他
印刷製本費	38,668,670	25,307,036	11,233,115	1,818,975	309,544	各種資料・教材、出版物等印刷代
燃料費	7,090,770	270,609	6,671,668	148,493		自動車・バイクガソリン代
光熱水料費	34,179,457	5,599,036	21,212,959	3,247,010	4,120,452	電気・ガス・水道代
賃借料	99,214,828	41,605,237	41,567,507	11,229,354	4,812,730	事務所家賃、検査機器リース料他
損害保険料	3,055,863	454,145	2,050,750	296,968	254,000	火災保険料、動産保険料他
諸謝金	53,034,041	14,899,641	35,009,800		3,124,600	講習会講師料、コンサルタント指導料他
租税公課	63,689,632	4,585,386	57,059,852	812,380	1,232,014	消費税、固定資産税、印紙代
広告料	2,352,014		487,014	1,518,000	347,000	広告掲載料
委託費	258,356,672	54,172,599	187,960,429	14,479,463	1,744,181	検査機器・事務機器保守料他
支払負担金	3,847,810	102,513	575,850	2,887	3,166,560	日本食品衛生協会負担金、学会会費他
支払手数料	15,654,855	3,140,094	2,473,528	9,596,038	445,195	振込手数料他
見舞金	20,000	20,000				見舞金
巡回指導旅費	7,583,100	7,583,100				自治指導員巡回活動費
支払保険金	168,010,120			168,010,120		支払保険金、附加給付金、満期返戻金等
責任準備金繰入	7,348,529			7,348,529		保険料積立金・異常危険準備金繰入額
支払備金繰入	10,937,601			10,937,601		支払備金繰入額
原材料費	108,979,904	2,382,600	106,597,304			薬剤器物費、消耗資材費
雑費	4,737,039	4,210,873	520,666	5,500		出版物改版廃棄他
減価償却費	37,266,335		35,256,002	2,010,333		減価償却資産償却費
経常費用計	1,993,736,833	283,936,215	1,205,137,984	477,805,711	26,856,923	
当期経常増減額	8,073,520	△ 15,790,727	3,222,836	23,846,434	△ 3,205,023	
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
引当金戻入益	888,025		888,025			
貸倒引当金戻入	888,025		888,025			貸倒引当金戻入額
経常外収益計	888,025	0	888,025	0	0	
(2) 経常外費用						
廃棄損失	474,527		474,527			
設備備品廃棄損	474,527		474,527			固定資産廃棄損
貸倒引当金繰入	826,196		826,196			
貸倒引当金繰入	826,196		826,196			貸倒引当金繰入額
経常外費用計	1,300,723	0	1,300,723	0	0	
当期経常外増減額	△ 412,698	0	△ 412,698	0	0	
法人税・住民税及び事業税	170,000		170,000			
法人税等繰入	170,000		170,000			法人税、住民税及び事業税
当期一般正味財産増減額	7,490,822	△ 15,790,727	2,640,138	23,846,434	△ 3,205,023	
一般正味財産期首残高	1,208,862,275	△ 441,248,556	1,273,360,036	363,002,418	13,748,377	
一般正味財産期末残高	1,216,353,097	△ 457,039,283	1,276,000,174	386,848,852	10,543,354	
II 正味財産期末残高	1,216,353,097	△ 457,039,283	1,276,000,174	386,848,852	10,543,354	

(注) 平成25年度から「平成20年公益法人会計基準」に基づき正味財産増減計算書を作成している。



貸借対照表説明書

令和5年3月31日（第74期）

（単位：円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現 金	6,025,877	6,805,972	△ 780,095
普 通 預 金	293,118,044	285,059,399	8,058,645
振 替 貯 金	187,655	271,936	△ 84,281
定 期 預 金	420,155,818	450,155,646	△ 29,999,828
未 収 金	173,662,500	180,547,172	△ 6,884,672
前 払 費 用	1,924,383	2,457,257	△ 532,874
在 庫 物 品	5,185,243	5,147,127	38,116
貸 倒 引 当 金	△ 826,196	△ 888,025	61,829
流 動 資 産 合 計	899,433,324	929,556,484	△ 30,123,160
2. 固 定 資 産			
(1) 特 定 資 産			
退 職 給 付 引 当 資 産	448,500,000	448,500,000	0
減 価 償 却 引 当 資 産	10,000,000	10,000,000	0
建 物 修 繕 引 当 資 産	175,000,000	175,000,000	0
施 設 建 設 積 立 資 産	151,000,000	151,000,000	0
シ ス テ ム 開 発 引 当 資 産	2,000,000	2,000,000	0
特 定 資 産 合 計	786,500,000	786,500,000	0
(2) そ の 他 の 固 定 資 産			
土 地	475,948,056	475,948,056	0
建 物	10,209,954	10,888,787	△ 678,833
建 物 附 属 設 備	5,754,834	6,754,585	△ 999,751
設 備 備 品	29,764,890	27,689,280	2,075,610
車 輜 運 搬 具	1	1	0
ソ フ ト ウ ェ ア	11,634,238	7,009,210	4,625,028
リ ー ス 資 産	54,278,880	65,447,046	△ 11,168,166
長 期 貸 付 金	80,000	200,000	△ 120,000
敷 金	3,123,600	3,123,600	0
保 証 金	50,000	50,000	0
そ の 他 の 固 定 資 産 合 計	590,844,453	597,110,565	△ 6,266,112
固 定 資 産 合 計	1,377,344,453	1,383,610,565	△ 6,266,112
資 産 合 計	2,276,777,777	2,313,167,049	△ 36,389,272
II 負 債 の 部			
1. 流 動 負 債			
未 払 金	44,077,011	39,233,188	4,843,823
前 受 金	583,098	469,872	113,226
預 り 金	23,328,572	17,310,073	6,018,499
未 払 法 人 税 等	170,000	170,000	0
賠 償 共 済 預 り 金	2,250,700	1,896,200	354,500
責 任 準 備 金	235,435,983	228,087,454	7,348,529
支 払 備 金	27,992,679	17,055,078	10,937,601
リ ー ス 債 務	54,405,160	65,573,326	△ 11,168,166
流 動 負 債 合 計	388,243,203	369,795,191	18,448,012
2. 固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金	672,181,477	734,509,583	△ 62,328,106
固 定 負 債 合 計	672,181,477	734,509,583	△ 62,328,106
負 債 合 計	1,060,424,680	1,104,304,774	△ 43,880,094
III 正 味 財 産 の 部			
1. 一 般 正 味 財 産	1,216,353,097	1,208,862,275	7,490,822
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	2,276,777,777	2,313,167,049	△ 36,389,272